

役員

理 事	
役職名	氏 名
理事長	河 西 智 子
副理事長	上 垣 香世子
副理事長	竹 田 悦 郎
専務理事	久保田 雅 樹
理 事	出 村 行 敬
理 事	橋 枝 篤 志
理 事	青 坂 裕 一
理 事	相 澤 充
理 事	千 葉 与四郎
理 事	山 崎 恵 司
理 事	大和田 収
監 事	
監 事	竹 川 博 之
監 事	松 本 新 吾

評 議 員	
役職名	氏 名
評 議 員	本 田 公 一
評 議 員	杉 野 知 明
評 議 員	香 川 澄 子
評 議 員	坂 上 信 喜
評 議 員	番 場 規 真
評 議 員	米 澤 昭 彦
評 議 員	上 井 恵 市
評 議 員	森 政 司
評 議 員	佐々木 健 一
評 議 員	深 谷 邦 彦
評 議 員	亀 田 貴 仁

平成30年6月25現在

定款関連条文(抜粋)

(理事・監事)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(評議員)

第8条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)

第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。